

第 2 8 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年 2月 2日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

上下水道料金の納入の願いを送付するときはどのような状況のときにするのかの請求に対して納期限から 9日後一括配送の開示通知であったが、納期限から 9日後一括配送しないときはどのようなときか

- 2 同年 2月16日、実施機関は、本件公開請求に対して、営業事務手続（請求にかかるもの）（以下「本件行政文書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 3月 3日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

弁明意見書における実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求の「上下水道料金の納入の願いを送付するときはどのような状況のときにするのかの請求に対して納期限から 9日後一括配送の開示通知」とは、平成27年11月27日付け行政文書公開請求に対して、名古屋市上下水道局（以下「局」という。）が平成27年12月10日付け27上総調第 335号で行った公開決定通知を指す。
- 2 上下水道料金納入の願い（以下「納入の願い」という。）は、水道料金及び下水道使用料を納入通知書で支払うお客さまに対して、納期限後一定期間経過しても納入の確認ができない場合に発送する督促状であり、局の営業所における営業事務についての取扱いを定めた営業事務手続に手続き等が定められている。
- 3 営業事務手続には、納入の願いを作成し、一括発送する旨が定められて

いるが、納入のお願いを作成しない場合として「中止精算分、発行区分「12：納期限なしで発行」、「13：非発行」及び当該期別以前の未納（以下「前未納」という。）が有るもの」が定められている。

- 4 作成しない場合の具体的な要件についてこれ以上詳細に定めたものはないが、営業事務手続には、作成しない場合、つまりは一括発送しない事例は列記されている。

したがって、本件処分は適正なものである。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

発送しない理由が不存在。かかる請求の決定ではない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書が、本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否かが争点となっている。

2 本件行政文書について

(1) 当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、上記第 3 3において実施機関が主張するとおりの記載があり、納期限から 9日後に納入のお願いを一括配送しないときがわかるものであると認められる。

(2) 審査請求人は、審査請求の理由として上記第 4 2のとおり主張しているが、上記第 2 1に記載された本件公開請求の内容を、「発送しない理由」も含まれるものと解することは困難であり、審査請求人の主張は認められない。

(3) また、上記第 3 4において実施機関は、納入のお願いを作成しない具体的な要件について、本件行政文書以上に詳細に定めたものはないと主張している。

この点、本件行政文書は、上下水道局営業所の営業事務についての取扱

いを定めたマニュアルに類するものであるから、それ以上の詳細な定めがないとする実施機関の説明は不合理とまではいえない。

3 したがって、本件行政文書を、本件公開請求の対象となる行政文書として特定したことは、妥当である。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 5月 6日	諮問書の受理
5月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月27日	実施機関の弁明意見書を受理
11月10日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述等申出書を提出するよう通知
令和元年11月15日 (第23回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 2月28日 (第26回第 1小委員会)	調査審議
3月19日 (第27回第 1小委員会)	調査審議
5月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久